

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	配偶者支援金支給の支給の停止、廃止	
根拠法令・条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条	
所 管 課	生活福祉部 生活援護管理課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>・設定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金支給実施要領について (平成26年9月9日 社援発0909第6号厚生労働省社会・援護局長通知)</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金支給実施要領の取扱いについて (平成26年9月9日 社援企発0909第4号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知)</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	(行政手続法の適用除外) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により準用する生活保護法第29条の2